

「新たな北海道医療計画」(仮称) 骨子(案)

「新たな北海道医療計画」(仮称)	現 行 計 画
<p>第2節 がんの医療連携体制</p> <div data-bbox="241 468 1045 676" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容></p> <p>○ がん診療連携拠点病院等をはじめとした医療機関の相互の連携による、保健、医療及び介護サービスが連携継続して実施される体制の構築。</p> </div> <p>1 現 状</p> <p>2 課 題</p> <p>3 必要な医療機能</p> <p>4 数値目標等</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策</p> <p>6 医療連携圏域の設定</p> <p>7 医療機関等の具体的名称</p> <p>8 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割</p> <div data-bbox="241 1092 1045 1546" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容></p> <p>○ 地域包括ケアシステムの構築を進める上で、歯科医療機関は地域の医療機関等との連携体制を構築することが重要である。特に、近年は、口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、各医療連携体制の構築に当たって、歯科医療が果たす役割を明示するとともに、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対する医科歯科連携等を更に推進することが必要。</p> </div> <div data-bbox="241 1587 1045 1665" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆ 北海道歯科医師会等と協議</p> </div> <p>9 薬局の役割</p> <div data-bbox="241 1754 1045 2249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容></p> <p>○ 地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要である。このため、地域の薬局では、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携して患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが必要。</p> </div> <div data-bbox="241 2291 1045 2368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆ 北海道薬剤師会等と協議</p> </div> <p>10 訪問看護事業所の役割</p> <div data-bbox="241 2457 1045 2837" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容></p> <p>○ 住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすためには、24時間切れ目のない医療サービスが提供されるとともに、医療機関と居宅等との間で、療養の場が円滑に移行できることが必要である。そのため、在宅において、患者の医療処置や療養生活の支援等のサービスを提供する訪問看護事業所の役割は、重要である。高齢多死社会を迎え、特に今後は在宅においても、看取りや重症度の高い利</p> </div>	<p>第2節 がんの医療連携体制</p> <p>1 現 状</p> <p>2 課 題</p> <p>3 必要な医療機能</p> <p>4 数値目標等</p> <p>5 数値目標等を達成するために必要な施策</p> <p>6 医療連携圏域の設定</p> <p>7 医療機関等の具体的名称</p> <p>8 歯科医療機関(病院歯科、歯科診療所)の役割</p> <p>9 薬局の役割</p> <p>10 訪問看護ステーションの役割</p>

用者へ対応できるよう、訪問看護事業所間や関係機関との連携強化、訪問看護事業所の大規模化等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が必要である。

また、日常的に医療を必要とする小児患者への対応についても、医療・福祉サービスを提供する関係機関との連携を強化するなど充実することが必要。

◆ 北海道看護協会等と協議

※ 8～10については、以下の第3節～第13節も同様。

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとの圏域・医療連携体制の検討協議
- ◆ 「総医協地域保健専門委員会」において協議
 - ※北海道がん対策推進計画の見直し

がんの医療連携体制

